

河川施設団体利用登録について

1. 目 的

古利根川活用推進協議会（以下「協議会」という。）は、河川施設である古利根川河畔の有効かつスムーズな活用を促進するため、当該施設の利用調整を行う。

2. 利用団体の登録

- ①利用希望団体は、年度毎に登録申請書（様式１）及び構成員名簿（様式２）を協議会に提出する。なお、団体の構成員は、原則として３名以上とする。
- ③協議会は、上記登録申請書を審査し、河川施設の利用団体として認める場合に登録証（様式３）を申請団体に発行する。
- ④利用団体の登録申請は、年度途中でも行うことができる。
- ⑤地域コミュニティの活性化などを目的とした団体（例 子ども会や自治会など）で当該施設の利用を年間に数回しか希望しない団体にあっては、利用団体の登録をせずに、利用届出を行うことができるものとする。

3. 利用の届出

利用団体は、利用日の前日までに協議会あてに利用届出書（様式４）を提出するものとする。

4. 利用方法及び注意事項

利用者は、注意事項等を守り楽しく河川を使いましょう。

問合せ先

古利根川活用推進協議会事務局 産業振興課 商工観光担当
電話 0480（33）1111 内線 309